

令和元年 1 2 月 1 6 日（月曜日）午後 2 時 0 分開議

○議長（森田一成君） 16 番三橋君。

（16 番 三橋和史君 登壇）

○16 番（三橋和史君） 私は、議案第 118 号、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正につきまして、反対の立場で討論いたします。

従前から指摘しておりますように、現在の奈良市では、行政執行のさまざまな局面におきまして、行政側が公的機関ではない特定の地縁団体等に対して特別の扱いをなし、幹部を含む市職員のうちにも、特定の団体に対する説明をもって行政の説明責任を果たしたとする誤った考え方が見られ、市政上の問題について、市が認めた団体としか協議する場を設けないなどといった、市民等の間に公平性を著しく失する取り扱いが散見されるところであります。

その団体に所属しない市民等にとりましては、市から行政の施策に関する説明を受ける機会もなく、市と協議することもできないといった状況が作出されるわけでありまして、奈良市は、これらの意見を取るに足りないものとして不当に軽視し、場合によっては意見をすることさえ受け付けられないとする傾向が見られます。

先週、12 月 9 日の総務委員会における別件の審議に際しましても、防災行政の側面からこれと同様の問題を取り上げました。それに対する答弁内容を検討しますと、一部の団体に対し特権的に市が指定して市政上の課題に関する唯一の協議の窓口とし、それに参加する者以外の市民を排除していることにつきまして、担当の副市長は、問題の所在さえ理解することができていないという次元でありました。

このような認識のもとでは、市民等の間の公平性が侵害されることは明らかであります。本議案において問題とされております地域自治協議会につきましては、主に地縁団体等を基礎として構成されるものでありますが、その運営につきましては、いかに条例に規定したとしても、その内部の意思決定過程において民主的で透明性が確保されたものとなる担保がないことは明白でありまして、その内部において少数となった市民の意見が埋没し、多数の意見のみが表見的に地域住民の意見として取り上げられる危険性を有するものであります。

また、地域的課題に関するものでありましても、公職選挙の争点となるなど政治的な領域に関するものであった場合には、地域自治協議会が事実上、特定の公職者やその候補者を支持する活動をする組織となり得る可能性を否定することができず、本議案におきましては、それを防止するための実効的な措置も何ら講じられておりません。

また、今定例会中における私の一般質問でも明らかにしましたがけれども、自治会等、特定複数の地縁団体等が主催する会合、時には酒類を含む飲食を伴う会合、社会通念上いうところの新年会や忘年会などに多くの市幹部職員が組織的に分担して出席を続けている状況があり、行政及び市職員の公務の中立性及び公正性に対する極めて重大な疑義が存する中で、これをいまだ改めていない段階において単に条例化を推し進めることは、その疑義を放置し、もしくはこれを助長させる可能性さえ否定することができないのであります。

そして、そもそもこれに関する市の取り組み手法につきましては、議会に条例改正案を提出す

る前に、行政の専行によって地域自治協議会準備交付金や地域自治協議会立ち上がり支援交付金などの制度を創設しており、既成事実をつくり上げてからこれを議会に追認させるものと評価せざるを得ません。仮にこの制度を推進したいというのであれば、先に条例改正案を議会に提出し、可決、成立して、それが施行された後に行うのが筋というものであります。議会に対する執行機関の立場をわきまえないものであるということを申し添えます。

以上を踏まえまして、市において適正に執行される担保がないことから、本条例改正案には反対するものであります。外11議案につきましても反対し、残余の43議案につきましては賛成するものであります。

以上であります。